

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町における人口構造は、0～14歳が13%、15～64歳が57%、65歳以上が30%である。産業構造は第一次が19%、第二次が46%、第三次が35%となっている。中小企業が町の大部分を占め、人手不足、経営者の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっている。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、最新設備を導入し生産性を高めることにより、雇用の増加を図りたい。そのため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した労働者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林業、製造業、小売業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町の産業は、役場周辺、県道・国道沿いのエリア、山間部と広域に立地している。これら全ての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、古殿町全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林業、製造業、小売業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業の広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠をこえた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。